

国土交通省
東北地方整備局
岩手河川国道事務所

お問い合わせは
調査第二課地域調査係まで

岩手みちコム

〒020-0066
盛岡市上田4丁目2-2
TEL 019-624-3196
FAX 019-624-3264

岩手河川国道事務所ホームページURL <http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/>
岩手河川国道事務所モバイル版 URL <http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwate/>



「道路安全点検と不法占用指導を行いました」

8月の「道路ふれあい月間」の一環として国道46号の盛岡市上田～稲荷町までの区間で、歩道や車道等を徒歩で点検しました。また、のぼり等の不法占用物件の指導もあわせて実施しました。



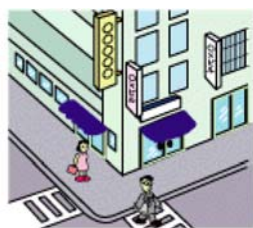
【点検の様子】



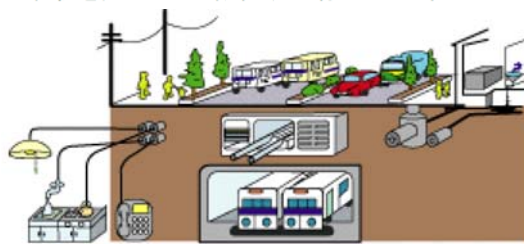
◇今回の点検では危険箇所はありませんでしたが、これからもパトロールなどにより道路を安心して利用できるように努めていきます！

道路占用とは？

道路上に電柱を設置する場合など、道路に一定の工作物、物件又は施設を設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。この道路の占用は地上に施設を設置する場合だけでなく、電気・電話・ガス・上下水道などの管路を道路の地下に埋設する場合や、道路の上空に看板を突き出して設置する場合なども含まれます。



看板、日よけ及び工事用の足場等を道路に設置するとき



水管、下水道管、鉄道、ガス管、電柱及び電線等を道路に設置するとき

道路占用の許可が必要です

- 看板、日よけ及び工事用の足場等を道路に設置するときの手続き
- 水管、下水道管、鉄道、ガス管、電柱及び電線等を道路に設置するときの手続き

道路(歩道などを含みます)は公共の施設です

- 「置き看板」
 - 「のぼり旗」
 - 「商品の陳列」
- は禁止されています。

占用申請については下記までご相談ください。

みどころ 盛岡西国道
たくさん! ヨロク! 維持出張所

国土交通省 岩手河川国道事務所
盛岡西国道維持出張所
岩手県岩手郡滝沢村大釜字小屋敷8-7
TEL: 019-687-5888
<http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/nisikoku/index.html>

道路の異状を見つけたら

「道路緊急ダイヤル」

シャープ キーキートーン
9910

緊急通報以外の道路相談は道の相談室へ

フリーダイヤル 0120-106-497